

公募公告

令和8年度に実施する「県庁食堂空間リニューアル物品等整備業務」について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年8月12日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める業務概要

(1) 業務名	県庁食堂空間リニューアル物品等整備業務
(2) 業務内容	福井県庁舎 1 階食堂のリニューアルに向けた什器等の納品・設置等（詳細は、募集要項および仕様書(案)のとおり）
(3) 委託期間	契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで
(4) 搬入時期	令和 9 年3月22日(火)まで(予定) なお搬入業務は、原則として食堂営業時間帯を避ける時間帯 または、土曜日、日曜日および祝日に実施すること。
(5) 委託契約 上限額	金 19,550,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

2 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 福井県財務規則(昭和39年4月1日福井県規則第11号)第146条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
※ 福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て、および会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

- 団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条の規定によるもの)でないこと
- (7) 福井県から訴えを提起されていないこと。
- (8) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (9) 内装設計、空間デザイン、什器調達、公共施設、オフィス、ラウンジまたは食堂等のリニューアルに関する実績を有すること。

3 公告業務に関する応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

(1) 交付期間	令和8年8月12日(水)から令和8年8月26日(水)まで(土、日、祝日を除く。)の 9 時から 17 時まで
(2) 交付場所	福井県総務部人事課のホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。 URL: https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji/proposal/proposal_cafeteria2026.html
(3) 交付資料	ア「県庁食堂空間リニューアル物品等整備業務」募集要領、様式 イ「県庁食堂空間リニューアル物品等整備業務」仕様書(案) ウ 売買契約書(案)

4 参加資格の認定手続

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けること。

(1) 受付期間	令和8年8月12日(水)から令和8年8月26日(水)まで(土、日、祝日を除く。)の 17 時まで
(2) 提出先	〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 福井県総務部人事課 TEL 0776-20-0240 E-mail jinji@pref.fukui.lg.jp
(3) 提出書類	企画提案参加資格申請書ほか(募集要項を参照すること。)
(4) 提出方法	電子メールによるデータ提出、持参または郵送による。 なお、持参の場合は、土・日、祝日を除く 9 時から17時までの間に限る。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。

5 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年8月28日(金)までに電子メールにて申請者に通知する。

6 企画提案書の提出手続

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を期限内に提出すること。
なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出期限	令和8年8月31日(月)17時(必着) なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。
(2) 提出方法	データと紙媒体の両方を提出すること。データは電子メールで提出すること。紙媒体は、持参または郵送とする。持参の場合は、土・日、祝日を除く9時から17時までの間に限る。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
(3) 提出書類	企画提案書ほか(募集要項を参照すること。)

7 審査および提案者の選定等

(1) 企画提案書の審査

提出された企画提案書等の内容について、提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会において総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。

審査委員会の開催予定日は9月1日(火)とし、詳細は別途通知する。

(2) 審査項目

- ア 目的と趣旨の理解
- イ 空間デザイン・魅力
- ウ 提案の具体性、実現可能性
- エ 実施体制、遂行能力
- オ メンテナンス性
- カ 経費の妥当性
- キ 独自提案

(3) 審査結果の通知

採否に関わらず提案者全員に書面にて通知する。

審査内容および各提案者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申立ては認めない。

8 公告業務に関する質問事項

令和8年8月19日(水)17時までに、質問書(様式1)を電子メールにより提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

<質問先> jinji@pref.fukui.lg.jp

質問に対する回答は、福井県総務部人事課のホームページに随時掲載する。ただし、質問また

は回答が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- (3) 審査委員会で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- (4) 企画提案に関する経費は、全額提案者の負担とする。
- (5) その他、不明な点については、福井県総務部人事課に照会すること。